

質 疑 応 答 書

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	落札金額の公表については、お見込みのとおり総額のみです。公表は広島市ホームページで行います。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後は契約書（案）第18条第1項の規定に基づき、協議を行うことは可能です。
3	入札説明書9 （3）	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	郵送の場合、同時に3回目までの入札書を受け付けています。2回目の入札を辞退される場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して提出してください。
4	入札付属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①基本料金、月額（1）欄は力率割引（仕様書起債の標準力率100%）を適用した積算後の金額を記載する。 ②各月の基本料金と電力量料金の小（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入し、円未満の端数処理は行わない）。	① 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ② 入札説明書9（3）エ（ケ）（注）2に記載しているとおりです
5	入札付属書	（競争入札参加者）欄について、代表者の押印は不要という認識でよろしいですか。また、回答できる者の氏名、連絡先電話番号については、担当者の氏名、電話番号を記載してよろしいですか。	お見込みのとおり、押印は不要です。また、回答できる者については、担当者の氏名、電話番号の記載で差し支えありません。
6	その他	一般送配電事業者が託送料金等を値上げした場合、合理的な範囲で契約単価見直し協議に応じていただけますか。	管轄電力会社の御託供給約款、電気供給約款等の契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合には、影響が及ぶる事項につき変更協議をすることは可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。